

片山組事件 — 事例の整理



事件概要

- 建築工事現場で長年にわたり現場監督業務に従事していた労働者
- バセドウ病を発症し、現場作業への従事が困難となった
- 主治医は「現場業務は困難だが、事務作業であれば就労可能」との医学的意見を示した
- 労働者は事務作業での復職を希望した



会社の対応

- 職務は現場監督であるとして復職を認めなかった
- 自宅療養命令が出され、約4か月間欠勤扱いとなった
- この期間、賃金は支給されず、冬期一時金も減額された

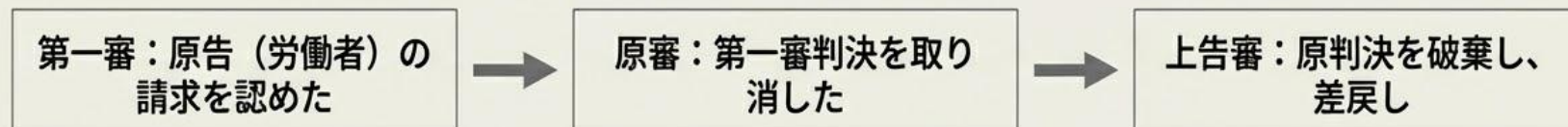


紛争の内容

- 労働者は、賃金等が支払われなかったことについて争い、賃金等を請求した

最高裁判決の位置づけ（平成10年4月9日・最一小判）

審級の経過



判決の形式

- 原判決破棄差戻し
- 個別事案の結論（賃金支払義務の有無等）は確定していない

判断過程で検討対象となった点

- 原職（現場監督）に復帰できない場合の労務提供の評価
- 労働者の能力・経験、企業の規模・業種、配置転換の実情といった事柄の整理

本判決の位置づけ

- 休復職をめぐる紛争において、判断過程や評価対象の整理がどのように問題となり得るかを示した事例
- 後続の裁判例において、判断構造を整理する際の前提として参照されている

本件と産業医の関与領域(位置づけ)



本件で争点となった 評価領域

- 業務内容と疾病との関係に関する医学的評価
- 原職に従事できない場合の就労可能性の整理

関与主体の整理(一般論)



主治医：診
断・治療の
観点からの
医学的意見



産業医：業務内
容や作業環境を
踏まえた就労
評価の整理に
関与し得る立場



位置づけ

- 本判決は、産業医の役割や判断内容を示したものではない
- 一方で、裁判上問題となった評価領域は、実務上は産業医が関与し得る領域と重なる部分がある